

富山県における史料保存の歩み

富山県公文書館 高森 邦男

はじめに

富山県関係の歴史資料の残存度については、決して高いといえないのが実状である。特に古代や中世の史料の残り具合が非常に低いと言える。それが一体何故かというのは、県内の歴史家にとっては旧くて新しい議論である。そうした中でよく言われて来たのは南北朝時代の桃井直常や戦国時代の上杉謙信が史料を燃やしてしまったとか略奪したとかということである。現に新潟県に、南北朝～室町期にかけての越中で書写された大般若経が、謙信の略奪の由緒をもって残されていたり、多くの寺院などが謙信に焼き討ちされたとの由緒をもっている。

しかし最近富山県の歴史家である久保尚文氏が、新しい見解を示されている。皆さんご存じのように、「加賀は天下の書府」といわれ、五代藩主綱紀が全国から史料を集めて『松雲公採集遺編類纂』などといった史料集を編纂して残した。このことは、彼がまるで今日のアーキビストの鑑のような存在であるかのように見える。しかしその影ではとんでもないことが進行していたのである。

即ち加賀藩は史料を収集して史料集を編さんする一方で、原文書を焼き捨てさせているのである。久保氏のことばを借りれば、「加賀藩は地域支配の由緒や伝統等を示す書類を農民層に持たせなかった。歴史的知識や情報は藩庁の一括管理下におこうとした」ということである。

つまり綱紀等による史料編さんは加賀藩にとって不要・不都合な記録は全て抹殺するといった大前提のもとに行われたものであった。それ故久保氏は、「越中の歴史の証明書は闇から闇へと次々に失われていった。」と結論づけられた。

私はこの久保氏の見解を初めて聞いたとき、様々な意味で極めて今日的な問題であることを痛感し、また史料保存について改めて考えさせられた。

1 富山県史編さん事業

(1) 概要

さて富山県における本格的な史料保存のきっかけは、『富山県史』編さん事業に始まると言える。県史編さん事業は昭和43年4月、正式に総務部総務課内に専任職員を配置（のちに県史編さん係、県史編さん班へと改組）し、史料編と通史編の2部にわたって開始された。以後、昭和45年3月の「史料編Ⅰ」（古代）の刊行から昭和62年3月の『年表』に至るまで準備室の時代から合わせると25年の歳月をかけて全19巻（21冊）が刊行された。

(2) 収集史料

この間に県内外から収集された史料は、膨大な量に上るが、紙焼き写真などの写真史料が16万点。その他にわずかではあるが、寄贈を受けた古文書などの史料が残され、これ

らの史料を巡って保存と活用が問題になった。また関連してこの間、昭和46年、越中史壇会が文書館建設を要望し、同51年、富山県図書館協会が文書館構想を提言し、同53年、富山県歴史教育研究会が歴史資料館建設を陳情した。

2 富山県公文書館の設置（昭和62年4月）

(1) 目的

富山県公文書館条例第2条（昭和62年4月施行）にあるように「県政に関する重要な公文書及び県の歴史に関する文書（以下『公文書等』という。）を保存し、及びその活用を図り、もって県政及び県の歴史に関する知識の普及と開かれた県政の推進に資するため」である。

(2) 富山県史編さん過程で収集した史料の引き継ぎ

富山県史編さん事業で収集した史料は、そのまま体裁を整えて引き継がれることになった。先にも述べたように、写真史料を約16万点と若干の現物史料を引き継ぎ、目録ができたものから閲覧に供している。また県庁の片隅に置かれていた地方自治法施行前の公文書、通称戦前公文書といっているが、約2,000冊を引き継いだ。

(3) 史資料の受入

富山県公文書館の設置以降は、古文書の寄贈や寄託を受けている。その際には市町村を全く無視した形にならないように配慮している。また公文書や行政資料は定期的に県庁から引き継いでいる。公文書については、10年保存のもの、永久保存のもので県庁書庫にて5年経過したものを引き継いでいる。つまり現用文書を引き継いでいるということである。当館は知事部局であるため、比較的良好に公文書が入って来ていると思う。

3 史料保存の活動

(1) 歴史的文書保存利用懇談会（平成元年）

富山県公文書館開館の時期は、昭和30年代から盛んに行われた富山県内の自治体史編

さん事業が一区切りを迎える時期と重なり、各市町村においても調査・収集した歴史資料の保存利用の重要性の認識が深まりつつある時期でもあった。そこで、富山県公文書館では、館の事業の一環として県内の各市町村史編さん室、図書館、博物館等が所蔵する歴史資料の保存と利用に関して、各施設間の横の連携を密にして協力体制を構築し、情報交換と各施設所蔵史料の有効利用の活発化に向けて連携を強化するために、関係機関・施設に呼びかけ、平成元年3月に「第1回歴史的な文書保存利用懇談会」を開催した。以後この懇談会は毎年開催され、主に歴史的な文書の保存と利用に関する多岐にわたる諸問題の情報交換、問題点の研究・協議が活発に行われてきた。また、参加機関の増加にともない、実務担当者の研修会も開催し、主に技術的な分野の研修会も重ねてきた。こうしてこの懇談会は多少名前の変更をしながらも県内における歴史的な文書の保存利用活動に指導的な役割を果たしてきた。

(2) 古文書調査員制度（平成6年）

県内に所在する古文書等の散逸防止に資するためという目的で、平成6年に古文書調査員制度が設けられた。

この制度は県内を富山地区、新川地区、高岡地区、砺波地区の4地区に分け、各地区3名、計12名の調査員を委嘱している。その活動は、基本的にはボランティアである。ただし、事故や史料の破損など万が一の場合に備えて活動時の保険をかけている。

活動の結果については、日頃の活動の中から得られた古文書の情報を当館が主催する年3回の古文書調査員会議で報告していただいている。もちろん年3回の会議の場以外でも情報は、寄せていただいている。それを受けて、当館では必要に応じて調査を行っている。また県史編さん時に採訪した史料の所蔵者に対し、当時の史料が現在どうなっているかということを追跡調査しているが、これについても古文書調査員の方にアンケート実施の前後に、様々な情報や助言をいただいている。

(3) 富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会の設立（平成13年）

「歴史的文書保存利用懇談会」が発足した当時、県内市町村では、現用公文書を含めたすべての行政文書に関して、文書主管課がそれぞれの文書管理規程に従って管理・保存・廃棄等を実施しており、歴史的文書の保存・利用という観点から関係機関と連携して取り組むという姿勢は未だ弱いものであった。しかし、懇談会の活動を通して、これらの行政文書が将来において、研究や修史事業等において欠くべからざる貴重な記録史料であるという認識が徐々に深まった。同時に懇談会や実務者研修において、当館が「全史料協」の活動を積極的に紹介することに努めたことも文書の保存と利用を考えていくうえで大いに刺激となった。また富山県公文書館が歴史的文書と行政文書の一体的な保存利用を目指してパイオニア的役割を担って活動していることにも理解が示されるようになった。

このような流れの中で、歴史的文書と行政文書の保存利用について一体的に考える全県的な組織を構築しようという機運が盛り上がってきた。平成12年度当初からは「全史料協」会員機関より各県の同様な組織の活動に関して様々な情報提供をうけながら、組織作りの原案作成に取り組んだ。これを「歴史的文書保存利用懇談会」に諮って協議を重ね、この「懇談会」を発展的に拡充改組して、県内各市町村の文書主管課にも呼びかけて、歴史的文書と行政文書の一体的な保存利用の活動の展開を目指すことになった。

その結果、図書館、市町村史編さん室、博物館等、従前の「懇談会」に加入していた機関に県内各市町村の文書主管課が加わり全体で75機関が会員となって富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会（以下「富史料協」という）を設立する運びとなった。

何分歴史の浅い組織であるので、近隣や先進県の例を参考にしながら手探りの状態で運営に当たっている。現在のところ、富史料協の活動としては総会時の講演会、行政文書実

務担当者研修会、歴史資料実務担当者研修会、県外視察、会報発行などが主なものである。ひとつひとつの研修等が有意義で充実したものであり続けることは大変であるが、アンケート等で会員の意見を採り入れ、また他県の史料協などと交流を深めたり教を請いながら、少しでも富史料協の存在意義を高からしめたいと念願している。

ともあれ富山県では、従来古文書のような古い方の歴史資料ばかりの保存活用に目が行きがちであったわけであるが、そうした偏った古い記録史料の保存活用からようやく新旧両方の記録史料の保存活用に取り組む組織ができたわけである。

4 市町村合併にともなう県内の動向

かつて昭和の大合併のとき、富山県は町村合併の先進県といわれ注目を集めた。昭和28年7月21日には、参議院地方行政委員会において全国知事会代表の高辻武邦富山県知事が町村合併先進県としての実績をもとに意見を述べ、貴重な意見として受け取られた。もともと全国的にみて町村の規模・人口が平均よりかなり下回っていたことが合併を促進し「先進県」といわれた所以と考えられる。

おそらく、その合併の際に失われたいわゆる役場文書も多かったものと考えられる。

今、県内では、様々な組み合わせの合併論議が活発になされているが、県の方でも支援方針を策定したり、支援本部を設置したりして合併の支援に努めているしている。

また、各自治体の中には市町村合併特例法の期限に向けて、駆け込み編さんで自治体史の編さんに取り組んでいるところもある。

では、ここでアンケートの集計結果から富山県の史料保存の実態を紹介しておきたい。まず自治体史編さん関連のアンケートについてである。これについてはお手元の資料を見ていただきたい。資料保存委員会が行ったアンケートと極めて似ているが、当館が行ったものは後半の公文書関係云々の部分がない。

このアンケートで知りたかったのは、自治体

史編さんが終わったあとに編さん過程での収集史料が保存・活用されているかということや、今編さんされているところでは、今後収集した史料をどのようにしていくつもりかである。ただ編さんが終わってしまうと、当時のことはわからない部分も多いので、「不明」といわれるのを覚悟で回答をいただいた。なお過去に編さんがなされていないのは1つの自治体のみで、ここは現在編さん中である。

富山県は全部で35市町村という非常にコンパクトな県である。まず過去に編さんした史料の収集形態であるが、現物や写真などの複写物など、いちがいにどれがどうということはできないと思うが、なかには全く史料を収集せずに執筆委員に丸投げ状態で、成果物のみをもらえればよいという考えで編さんをやったところもある。次に収集史料がどの程度保管されているかということについては、31市町村はとにかく保管されているということがわかる。ただしその内訳を見ると、整理されている状態で保管されているのは21、未整理で保管は、10市町村である。なお全く不明というのは2市町村であった。次にその保管場所であるが、これは1市町村でも複数の保管場所があったりするのでトータルは35にならない。それで保管するとすればどんな場所がいいのかというのは「閲覧」という観点からも重要だと思うが、県内では図書館、庁舎内、博物館、本庁舎以外の施設と(ex.社会福祉センターの一室など)という順番になっている。しかし閲覧する場所を考えると、この中では図書館が一番無難だと思う。博物館や庁舎の中にあるとすると必ずしも閲覧場所が確保されていないのではないかとことが考えられる。では収集史料のその他についてである。

当然の如くという用語弊があるが、散逸しているところは珍しくない。また閲覧可能というところは、ほぼ半数であるが、中には館長の許可が必要とか事前の連絡が必要というところが2・3ある。また閲覧可能な市町村のうち12市町村が目録を作成している。

一方、現在編さん中のところが今後収集した

史料をどうするかということであるが、10市町村のうち明確に閲覧目的で整理し・保管するといっているのは4市町村のみである。あとの6市町村にも是非きちんとした手だてを行っていただきたいと思っている。

このようにして結果を見渡してみると、やはり基本的に歴史を叙述した本を残せば、それでよいという考えがまだまだ主流ではないかと思われる。

次に合併時の公文書保存に関するアンケート集計結果である。これは資料保存委員会で行われたアンケートの富山県分のデータを集計したものである。福島報告のなかで触れられなかった個別の事例として富山県の事例を報告したい。

まず1の総務省通達であるが、これは知って「いる・いない」は、ほぼ半数であった。2の合併経験は「あり」が25、「なし」は10となっているが、これはたぶん記入担当者の勘違いで「あり」が26、「なし」が9だと思う。3の合併時の保存については「保存」が10、はっきりと「廃棄」は幸いゼロであるが「不明」の15という数字はひょっとすると廃棄を含むのかも知れない。ただひとつ申し上げておきたいのは、昭和の大合併時に確かに多くの役場文書等が失われたことは否定しないが、その一方であちこちに人知れず眠っている役場文書もたくさんあると思われることである。旧の役所から新の役所へと正規に引き継がれなくとも、個人が持ち出したり、行政の支所や公民館の片隅に放り込まれて邪魔者扱いされているものが結構あるというのが実感である。というのは、ときどき古書店の目録で役場文書を見かけるし、当館の例でも、寄贈文書の中に役場文書が一部含まれていたり、古紙回収業者から回収したものの中に明治から昭和にかけての役場文書があって、業者が合併後の現在の役所に要らないかと言ったらいらぬと言われたので、当館へ持ち込まれ、これを引き取ったということもあった。また当館で平成12年度に実施した古文書実態調査でも富山市にある地区センター48箇所に役場文書等の史料の有無を問うたところ「ある」

と答えたのは1箇所だけであった。しかし当館の古文書調査員の方はまだ他にも必ずあると断言されており、現に最近の情報でもアンケートで「ない」と答えられた地区センターに役場文書があって市の方へ引き取られることになったという例もあった。これらの事例からすれば、やはりまだまだ眠っていたり片隅に追いやられていたりしている役場文書は結構あると考えられる。今後、合併時の史料保存を呼びかけていくことは勿論ではあるが、更にこうした史料の発見・回収を地道に行っていく必要もあると考える。

話を戻すが、4の保存場所は「庁舎」、「図書館」、「博物館」「資料館」の順になっている。5の今後の合併時の保存については、はっきりと残すとか「廃棄」といっているところはない。しかしこれからしっかりと見守っていき、保存を働きかけていかななくてはならない。最後の合併の動きであるが、今度の合併については「ない」といっているところが4市町村、「検討中」（この選択肢はなかったが）というのが7市町村であったが、私が調べたところでは全く合併の研究会のテーブルについていない自治体はな

い。それぞれ温度差はあるが、特に首長の気持ちに積極的・消極的の差はあるが合併の可能性は35市町村にあると言える。以上、アンケートの結果として報告した。

5 今後の課題

最後に富山県の史料保存の課題、というか当公文書館の課題になってしまったが、書き上げてみた。

まず史料散逸を防ぐために積極的に調査し出向いて行くということ。2つめには県民一般に貢献することは勿論であるが、行政推進のための政策作りにも何らかの貢献ができないかということ。3つめは、史料検索のための所蔵史料のデータベース化、4つめは、今ほどアンケート結果を報告したが、問題点については昨年立ち上げた富史料協と提携して取り組んでいきたいと思っている。5つめは私ども職員は2～3年で異動してしまうので、なかなか業務がうまく引き継がれていかないし、職員の力量も向上しない。是非とも専門的な職員の配置が望まれるということである。